

改正石綿障害予防規則が施行されました！

改正公布日 平成26年3月31日

改正施行日 平成26年6月1日

改正の趣旨

石綿や石綿を含む製品などが使用されている建築物は、老朽化による解体などの工事が、今後も増加することが予想されるため、現在の技術的な知見なども踏まえ、一層の石綿ばく露防止対策などの充実が求められています。

厚生労働省は「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議」（座長：神山 宣彦 東洋大学大学院 客員教授）の報告書を踏まえ、関係法令の整備について検討を行い、労働政策審議会への諮問やパブリックコメントなどの手続を経て、改正省令などを公布し、施行したものです。

改正の概要

① 石綿を含む保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物等における業務に係る措置

事業者は、その労働者を損傷や劣化などで石綿粉じんの発散のおそれがある建築物等で就業させる場合

→ 建材の除去、封じ込めや囲い込み等の措置が必要になりました。

② 石綿を含む保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る措置

封じ込め、囲い込みの作業では、隔離措置や特別教育、作業計画の策定などが必要になりました。

③ 吹き付けられた石綿の除去などについての措置

集じん・排気措置

→ 排気口からの石綿漏えいの有無の点検が必要になりました。

作業場所の前室

→ 洗身室と更衣室の併設、負圧状態の点検が必要になりました。

※ 「石綿障害予防規則」、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」、関連マニュアルの情報は厚生労働省のホームページで参照することができます。

(今回の改正内容はこちら)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyogyo/ryuujikou/index.html

(これまでの改正内容はこちら)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/index.html>

(パンフレットなどはこちら)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/otter/pamph/index.html

(アスベストの事前調査における「留意事項」及び「見落としがちな事例」はこちら)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/pamph/dl/121102pamph-1.pdf>